

ねんきんナビ 年金生活者支援給付金制度のご案内

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、原則、請求した月の翌月分から支給されます。

▶対象=次の要件をすべて満たしている方

- ①老齢基礎年金を受給している方
 - ・65歳以上である
 - ・世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が別表のとおりである

※請求書は、65歳になる誕生日の前日以降にご提出ください。

- ②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

・前年の所得額が4,721,000円以下である

※扶養親族の数に応じて1人につき38万円を増額。

①・②に該当される方について、障害・遺族年金などの非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

▶請求方法

新たに給付金の対象となった方には日本年金機構から請求書(はがき型)が毎年9月ごろから順次送付されます(すでに給付金を支給されている方には送付されません)。必要事項を記入し郵便ポストに投函するか、年金事務所または市区町村で手続きをしてください。

これから基礎年金を請求する方は、基礎年金の請求書と一緒に提出してください。

▶注意事項

・すでに給付金を受け取っている方で引き続き支給要件を満たす場合、翌年以降の手続きは原則不要です。

・支給要件を満たさず、給付金を支給されなかった方が、支給要件を満たして支給を再度求める場合は改めて請求の手続きが必要となります。

◇日本年金機構や厚生労働省の職員を装った不審な電話や訪問にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、預貯金額や口座番号などの個人情報をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

制度など詳しく知りたい場合は、「給付金専用ダイヤル」まで問い合わせください。

問い合わせの際は、基礎年金番号またはマイナンバーがわかるものをご用意ください。

☎給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092(ナビダイヤル)

●老齢年金生活者支援給付金の支給要件(前年の年金収入金額とその他の所得の合計額)

〈老齢年金生活者支援給付金〉

対象	所得合計額
昭和31年4月2日以後生まれの方	789,300円以下
昭和31年4月1日以前生まれの方	787,700円以下

〈補足的な老齢年金生活者支援給付金〉

対象	所得合計額
昭和31年4月2日以後生まれの方	789,300円を超え889,330円以下
昭和31年4月1日以前生まれの方	787,700円を超え887,700円以下

資格確認書などの再交付

国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者の方には資格確認書または資格情報のお知らせ(国保のみ)を交付しています。大切に保管し、紛失しないように心掛けてください。万が一、紛失や汚損したときは、市民課または白里出張所で再交付が受けられます。

なお、後期高齢者医療制度の資格確認書の再交付を白里出張所で申請した場合は、後日の交付になります。

▶再交付時の必要書類

- ・本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)
- ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの
- ・汚損した場合は、その資格確認書または資格情報のお知らせ

たは資格情報のお知らせ

・同一世帯以外の方が申請する場合は委任状

※本人確認ができない場合は、郵送での交付となります。

※マイナンバーカード自体を紛失された場合は、市民課市民班(☎70-0340)へ問い合わせください。

☎市民課国保班

☎(70)0334

市民課高齢者医療年金班

☎(70)0336

☎(後期高齢者医療制度について)

千葉県後期高齢者医療広域連合資格保険料課

☎043(308)6768

消防団員を募集

災害現場や防災で重要な役割を担うのが消防団です。しかし、近年では団員不足が深刻な課題となっています。「大切な地域や家族を災害から守る」という使命のもと、あなたも消防団に入団しませんか。18歳から60歳未満で市内在住・在勤の健康な方なら、男女問わず誰でも入団できます。

◇女性消防団員も募集しています。

女性消防団員は、男性消防団員とは活動が異なり、応急手当の普及活動や火災予防などの啓発活動が主な活動内容となります。

本市では、現在13人の女性消防団員が救命講習の指導補助や、防火広報活動などで活躍しています。

▶女性消防団員の主な活動

- ①規律訓練等
- ②消防団事業への参加
- ③火災予防啓発活動
- ④救命講習活動

近年、多様化・激甚化する災害に対し、地域防災力の要となる消防団への期待は大きくなっています。地域防災の担い手として、女性消防団員の活動に参加していただける方の入団をお待ちしております。加入をご希望の方は、安全対策課までご連絡ください。

☎安全対策課消防防災班

☎(70)0303

一児童扶養手当を受給されている方へ 9月は児童扶養手当の支払期です

現在、手当を受給されている方または令和7年6月までに新たに認定を受けた方は、9月11日(木)に市から2か月分(令和7年7月分~8月分)が指定口座に振り込まれます。

児童扶養手当証書(水色)に記載している金融機関の口座にてご確認ください。

☎子育て支援課児童家庭班 ☎(70)0331

未就園児へ幼稚園を開放

公立幼稚園では、子育ての一環として、未就園の親子に園庭と園舎を開放します。

お子さんが友達と関わったり、保護者同士の交流の場になったりする良い機会です。

詳細は、各園に問い合わせください。

◇幼稚園開放

幼稚園名(時間)	日程
瑞穂幼稚園(9時~11時)	9月10日(水)、24日(水) 10月29日(水)、11月12日(水)
増穂幼稚園(9時~11時)	9月24日(水)、11月12日(水) 11月26日(水)、12月10日(水)

◇園庭開放

幼稚園名(時間)	日程
瑞穂幼稚園(9時~11時)	9月3日(水)、17日(水) 11月6日(水)、20日(水)
増穂幼稚園(9時30分~10時30分)	10月1日(水)、11月19日(水)、 12月3日(水)

☎瑞穂幼稚園 ☎(72)0298

☎増穂幼稚園 ☎(72)0299



第三者行為による届け出

交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)の行為により治療を受ける際の費用は、加害者が負担するのが原則ですが、必要な届出をすれば健康保険で治療を受けることができる場合があります。

その際には必ず問い合わせ先に連絡の上、「第三者の行為による傷病届」などを提出してください。

☎市民課国保班

☎(70)0334

市民課高齢者医療年金班

☎(70)0336



図書室だより

◇おはなし会

子ども向けに絵本の読み聞かせをしています。

▶日時=毎週(土)14時30分~

▶会場=大網白里市図書室

◇中部分室おはなし会

▶日時=毎週(水)15時~

◇白里分室おはなし会

▶日時=毎週(木)15時~

◇今月の展示棚

「読んで!詠んで!楽しむ詩・俳句・短歌」

日本では、さまざまな気持ちを俳句・短歌という短い詩で表現してきました。

今回はいろいろな「うた」の作品集や詠み方の本を展示します。



▲おはなし会の様子

10月1日(水)から県税事務所などの受付時間を短縮(試行)

▼対象 県税事務所、自動車
税事務所(支所除く)
オンラインによる手続きができるよう準備を行っています。

▼窓口受付時間
変更前 9時~17時
変更後 9時~16時

▼変更後 9時~16時
試験結果を検証し、令和8年10月からの本格導入を検討します。

職員勤務環境を改善するとともに、利用者のサービス向上に向け、電子申請などの

東金県税事務所
☎(54)0223

県税務課
☎043(223)2128

自分の心を表した作品を見つけて読んだり、自分の想いを詠んでみませんか?

◇新着図書案内

「劇場版鬼滅の刃 無限城編 第一章 猗窩座再来ノベライズ」集英社

「クレラップ社員だから知っているほんとおもしろいレンジごはん」飛鳥新社

「市長たじたじ日記」三五館シンシャ

※他の新着図書は、図書室ホームページで確認

できます。

◎図書室休室日

1日(月)・8日(月)・15日(月・祝)・16日(火・振替休日)・22日(月)・23日(火・祝)・29日(月)・30日(火・室内整理日)

☎図書室

☎(72)8383

大網白里市図書室 検索



▲図書室ホームページ